

〔入院時食事療養及び生活療養について〕

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。

1. 入院時の食事に係る費用として1食につき510円のご負担が必要です。
2. 患者の病状に応じて医師が治療食（特別食）を提供した場合は、別途1食につき76円が加算されます。